

神奈川県告示第 552 号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 24 条第 1 項の規定により、建築物環境性能表示基準を次のとおり定め、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 9 月 29 日

神奈川県知事 松沢 成文

建築物環境性能表示基準

1 目的

この表示基準は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 24 条第 1 項の規定により、特定建築物の建築物環境性能表示の表示の方法に関する基準について必要な事項を定めるものである。

条例第 19 条第 1 項の規定により建築物温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）を提出した計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うとき、若しくは他人に当該特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、条例第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により、この表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示し、又は表示させなければならない。

また、計画書提出特定建築主が条例第 29 条の規定により当該特定建築物に環境性能を示す表示を掲示するときは、この表示基準に基づき、掲示するものとする。

2 用語の意義

この表示基準において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

3 特定建築物の環境性能の表示（条例第 25 条第 1 項及び第 2 項）

（1）表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により広告に表示し、又は表示させる建築物環境性能表示は、建築物温暖化対策指針（平成 21 年神奈川県告示第 551 号）で定める県が提供する建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEE かながわ」という。）を用いて行った評価結果に基づき、別表第 1 の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

（2）様式

建築物環境性能表示のデザイン、規格及び色指定は、第 1 号様式のとおりとする。

（3）表示の方法

ア 建築物環境性能表示の広告中の表示は、広告の見やすいところに 1 箇所以上表示すること。

イ 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとすること。

(4) 広告面積の算定方法

- ア 規則第15条第1号に規定する「広告に係る面積」は、一つの広告に特定建築物の広告とその他の建築物の広告（以下「他の広告」という。）が掲載されている場合は、当該特定建築物の広告に係る面積とする。
- イ 特定建築物の広告と他の広告の境界が明確に区分されていない場合は、特定建築物の広告と隣接する他の広告それぞれにおいて、隣接する側に最も近い文字又は記号等の、隣接する側の端と端の中間の位置を広告の境界として、面積を算定する。

4 特定建築物の環境性能を示す表示の掲示（条例第29条）

(1) 表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第29条第1項の規定により掲示する特定建築物の環境性能を示す表示は、CASBEEかながわを用いて行った評価結果に基づき、別表第2の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

(2) 様式

特定建築物の環境性能を示す表示のデザイン、規格及び色指定は、第2号様式のとおりとする。

(3) 掲示の方法

- ア 環境性能を示す表示の特定建築物への掲示は、条例第22条に規定する新築等の完了の届出をした日以降、当該特定建築物の見やすいところに掲示すること。
- イ 環境性能を示す表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとすること。

5 特定建築物以外の建築物に係る建築物環境性能表示等の表示の方法に関する事項

条例第19条第3項の規定により計画書を提出した建築主が、条例第25条第4項の規定に基づき建築物環境性能表示を表示し、又は表示させる場合並びに条例第29条第3項の規定に基づき環境性能を示す表示を掲示する場合は、この表示基準を準用するものとする。この場合において、「特定建築物」とあるのは「建築物」と、「特定建築主」とあるのは「建築主」と読み替えるものとする。

別表第1

CASBEE かながわによる建築物の環境性能の評価結果の区分		建築物環境性能表示	
		項目	表示
地球温暖化への配慮のスコア値	1.2 以下	地球温暖化防止対策	
	1.3 以上 1.7 以下		
	1.8 以上 2.2 以下		
	2.3 以上 2.7 以下		
	2.8 以上 3.2 以下		
	3.3 以上 3.7 以下		
	3.8 以上 4.2 以下		
	4.3 以上 4.7 以下		
	4.8 以上		
ヒートアイランド現象の緩和のスコア値	1.2 以下	ヒートアイランド対策	
	1.3 以上 1.7 以下		
	1.8 以上 2.2 以下		
	2.3 以上 2.7 以下		
	2.8 以上 3.2 以下		
	3.3 以上 3.7 以下		
	3.8 以上 4.2 以下		
	4.3 以上 4.7 以下		
	4.8 以上		
建築物の環境効率 (BEE)	C (BEE < 0.5)	総合評価	★★★★★
	B - (0.5 ≤ BEE < 1.0)		★★★★★
	B + (1.0 ≤ BEE < 1.5)		★★★★★
	A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		★★★★★
	S (3.0 ≤ BEE) かつ、Q ≥ 50 (Q : 建築物の環境品質)		★★★★★

※ は、左側の葉と茎の部分を塗りつぶすものとする。

※ は、左側の葉と茎の部分を塗りつぶすものとする。

別表第2

CASBEE かながわによる建築物の環境性能の評価結果の区分		建築物環境性能表示	
	項目	表示	
建築物の環境効率 (BEE)	C (BEE < 0.5)	総合評価	★★★★★
	B - (0.5 ≤ BEE < 1.0)		★★★★★
	B + (1.0 ≤ BEE < 1.5)		★★★★★
	A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		★★★★★
	S (3.0 ≤ BEE) かつ、Q≥50 (Q : 建築物の環境品質)		★★★★★

第1号様式



備考 様式中「2×××」とあるのは、提出年度（西暦年）を表示すること。

【規格】建築物環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦37ミリメートル以上、横60ミリメートル以上とすること。

【色指定】

カラーの場合（4色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） (C:96 %, M:4 %, Y:100 %, K:1 %)	基本（スミ 100 %） (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
未得点星印（薄灰） (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)	未得点星印（薄灰） (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)
黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)	黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)	白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)

第2号様式



備考 様式中「2×××」とあるのは、提出年度（西暦年）を表示すること。

【規格】特定建築物の環境性能を示す表示の大きさは、縦150ミリメートル以上、横150ミリメートル以上(上部半円は直径150ミリメートル以上)とすること。

【色指定】

カラーに限る（4色分解による色指定）
基本（緑） (C:96 %, M:4 %, Y:100 %, K:1 %)
未得点星印（薄灰） (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)
黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)